



# 耐震改修促進費補助金

(ご確認ください)

## ■ 補助の対象

次のすべてに該当するもの

- 1 耐震改修工事を行おうとする者が自ら居住の用に供している住宅、建築物であること。
- 2 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの。
- 3 建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと。

同一住宅について1回限りの補助です。

## ■ 補助対象経費

- 1 耐震改修工事に係る補助対象経費は、対象住宅について所有者が行う耐震改修工事及び耐震改修工事の実施に伴う付帯工事（外壁・屋根更新・断熱改修等を含む）に係る経費とします。ただし、耐震改修工事に明らかに寄与しない工事は、当該工事費を分離して算定し、補助対象経費から除外します。
- 2 リフォーム工事補助対象経費は、対象住宅について所有者が行うリフォーム工事で、その要する費用が100万円以上の工事とします。一部補助対象外の工事があります。

## ■ 補助金の交付額

耐震改修工事

次に掲げる額とします。ただし、補助金の交付にあたっては、あらかじめ(5)の額を差し引いて、(1)から(4)までの該当する額を交付するものとします。

- (1) 補助対象経費が20万円未満の場合は当該経費の額
- (2) 補助対象経費が20万円以上200万円未満の場合は 20万円
- (3) 補助対象経費が200万円以上300万円未満の場合は当該経費の10%
- (4) 補助対象経費が300万円以上の場合は 30万円
- (5) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

リフォーム工事

100万円以上のリフォーム工事で 20万円

## ■ 補助金の交付申請

関係書類を添付し申込みを行います。審査のうえ、補助対象であることを通知いたします。工事が完了し、添付書類と共に補助金交付申請を行い、補助金が交付されます。

工事をお考えの方は、一度是非お問い合わせください。

お問い合わせは 役場建設水道課 建築係 TEL 84-2111